

あなたの暮らしのパートナー **ぶぎん税務相談室****第5回 保険金が払われないのに税金？**

父が先月亡くなりました。父は、生前に被保険者・契約者を私、保険金受取人を母とする生命保険契約に加入しており、保険料は毎月父の口座から引き落とされていました。

保険会社から、この保険契約が相続税の対象になると言われました。保険金などは全く支払われていないのになぜ相続税がかかるのでしょうか。



ご質問にお答えする前に保険金の税金関係についてみてみたいと思います。

保険金に対する課税関係では、保険契約者ではなく、保険料を誰が支払って（負担して）いたかがポイントとなります。

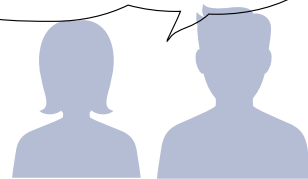
具体的には、保険料負担者と保険金受取人の関係や保険事故の種類により次のような課税関係になります。

- 1 保険料負担者と保険金受取人が同一の契約で、保険事故が発生し、保険金が支払われた場合
保険金受取人の一時所得として所得税の課税対象となります。
- 2 保険料負担者と保険金受取人が異なる契約で保険料負担者の死亡以外の保険事故により保険金が支払われた場合
保険料負担者からの贈与として保険金受取人に贈与税が課税されます。
- 3 保険料負担者と保険金受取人が異なり、保険料負担者の死亡事故により保険金が支払われた場合
保険料負担者の相続財産として相続税が課税されます。

ところで、相続税は亡くなられた方（以下、「被相続人」といいます。）が残された遺産に対しかかる税金です。相続税法では被相続人所有の不動産・預貯金・有価証券のような本来の相続財産の他、本来は被相続人の財産ではないが被相続人の財産とみなし、相続税の対象とする「みなし相続財産」について定めています。

上記3の死亡保険金もこのみなし相続財産の一つです。これは、被相続人が保険料を支払った保

皆様 こんにちは。
毎日暑いですね。今月もお盆にちなみ、相続税の事例をご紹介します。
どうぞ一読ください。



ぶぎん地域経済研究所 顧問税理士

杉山 秀夫（関東信越税理士会大宮支部）
大井賀津子（関東信越税理士会川越支部）

険契約により保険金が支払われるので、保険料負担者である被相続人から金員を貰ったのと経済的効果が同じであるとして相続税の対象とされるものです。

では、ご質問の場合に、未だ保険事故が発生していない保険契約が相続税の対象になり、なんらの金員の支払いがないのに税金の問題が発生するのは不思議な気がします。

しかし、一般的には保険契約を解約すると解約返戻金が支払われます。この解約返戻金は、支払われた保険料の一部が戻ってくるものですから、保険料負担者から解約返戻金相当額を貰ったのと経済的効果が同じであるので、これもみなし相続財産となります。

したがって、保険契約を解約し解約返戻金を受け取ることができる地位にいる保険契約者であるあなたが、解約返戻金相当額を相続したことになり、相続税の課税対象となります。

ご存じのように相続税はみなし相続財産を含む遺産総額から債務・葬式費用を控除した正味の遺産額が基礎控除額以下であれば、税金はかかりません。

また、解約返戻金の額は、保険契約の内容により異なりますし、同一内容の契約でも、契約の経過期間によっても異なります。ご自分が加入している保険契約の解約返戻金についてお分かりにならない場合には、保険会社にご確認ください。

保険に関する税金についてより詳しくお知りになりたい方は、どうぞ武蔵野銀行の窓口又はぶぎん地域経済研究所へお尋ねください。